

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(抜粋)

平成 17 年法律第 123 号

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

(委員)

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

- 2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が任命する。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

- 2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、政令で定める。